



鳥取県建設工事検査規程の一部改正について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成15年10月8日

管第1290号
平成15年10月8日

部内各課長 様

県土整備部長
(公印省略)

鳥取県建設工事検査規程の一部改正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり総務部長より通知がありましたので、平成15年10月15日以降の検査から適用してください。



行 第327号
平成15年10月1日

防 災 監
各 部 長
各 総 合 事 務 所 長
各 地 方 農 林 振 興 局 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長 } 様

総 務 部 長



鳥取県建設工事検査規程の一部改正について（通知）

このことについて、別添の通り改正しましたので通知します。

鳥取県建設工事検査規程

昭和46年4月1日内訓第2号

- 一部改正昭和50年1月1日内訓第1号
- 一部改正平成8年8月1日工検第4号
- 一部改正平成13年3月30日工検第64号
- 一部改正平成15年10月1日内訓第10号

(目的)

第1条 この内訓は、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第1条に規定する建設工事（同規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略されたものを除く。）の検査、県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。以下「補助工事の検査」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により市町村等から委託を受けた建設工事の検査（以下これらを「検査」と総称する。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中間検査 工事の適正な執行を確保するために行う検査をいう。
- (2) 完成検査 工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (3) 出来形検査 請負契約の解除時において工事の出来形部分を確認するために行う検査をいう。

(検査員)

第3条 検査は工事検査室長又は工事検査出張所長（以下「工事検査室長等」という。）が検査専門員、検査主幹又は副主幹に任命された職員の中から指名した職員（以下「検査員」という。）が行う。

- 2 前項の検査員の指名は、工事を監督する課以外の課に所属する者について行うものとする。

(検査の時期等)

第4条 検査は、中間検査にあつては知事が必要と認めるとき、完成検査にあつては工事の完成（修補の完了を含む。）の通知があつたとき、出来形検査にあつては請負契約の解除があつたときに行う。

- 2 中間検査の日程は、中間検査を実施する必要があると判断した監督員が、請負者の意見を聴き、検査員と協議して決定する。

(検査の通知)

第5条 検査員は、検査を行うに当たっては、監督員、補助金の交付事務担当者又は委託市町村等（以下「監督員等」という。）にあらかじめ検査の日時その他必要な事項を通知するものとする。

- 2 監督員等は、前項の通知を受けたときは、請負者にその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(検査の準備)

第6条 検査員は、検査しようとするときは、監督員又は関係者をしてあらかじめ、次に掲げる書類及び用具を準備させるとともに、適当な方法により、測点、距離等を工事現場に標示させなければならない。

- (1) 契約書、設計図書、施工計画書及び工程表（以下「契約書等」という。）

- (2) 工事監督記録、工事記録写真及び各種試験記録
- (3) 測量用具及び破壊用具
- (4) その他検査員が必要と認める書類及び用具

(検査の方法)

第7条 検査は、別に定める建設工事検査基準に基づき、実地について、契約書等その他の関係書類に照らし、厳正かつ公平に行わなければならない。

- 2 工事が地下、水中等で施工されているため実地について検査を行うことが困難な部分については、前項の規定にかかわらず、工事記録写真その他の書類により検査を行うことができる。
- 3 検査員は、必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知し、建築物その他の工作物の一部を取り壊して検査することができる。この場合において、検査内容が把握できる写真及び復旧の確認できる写真を請負者に撮らせ、復旧後、直ちに検査員に提出させるものとする。
- 4 検査員は検査の検定及び試験（以下「検測」という。）は、次の事項に留意して行うものとする。
 - (1) 検測に使用する機械器具は、整備点検したものを使用すること。
 - (2) 検測は極力誤差をなくすこと。

(検査の立会い)

第8条 検査（次項又は第3項の規定適用を受けるものを除く。）は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。ただし、工事の施工過程において特段の問題が発生しなかった工事について第1号に掲げる者が第2号及び第3号に掲げる者の立会いをもって足りると判断した場合その他やむを得ない事情がある場合には、第1号に掲げる者の立会いは要しないものとする。

- (1) 関係機関の長又はその指名した職員
 - (2) 監督員
 - (3) 請負者若しくはその代理人又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者
- 2 補助工事の検査は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。
- (1) 事業主体の代表者又はその指名した者
 - (2) 監督員
 - (3) 補助金の交付事務担当者
 - (4) 請負者若しくはその代理人又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者
- 3 地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により市町村等から委託を受けた検査は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。
- (1) 事業主体の長又はその指名した職員
 - (2) 監督員
 - (3) 請負者若しくはその代理人又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

(資料の提出の要求)

第9条 検査員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(修補命令等)

第10条 検査員は、完成検査に当たり、建設工事が契約書等と適合しないと認める場合において、適合させるための工事の施工期間がおおむね7日以上であるときは修補を命じ、それ以外の場合は手直しを指示するものとする。ただし、大々的な修補が必要と認めるときは、あらかじめ修補の工法、工期等に関し関係機関から聴取した意見を総務部長、行政監察監、工事検査室長及び工事検査出張所長に報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 前項の規定による修補が完了したときは、改めて検査を行うものとする。
- 3 第1項の規定により手直しを指示したときは、手直し完了後、工事記録、写真その他関係職員の確認した資料等に基づき、その内容を確認することができる。
- 4 検査員は、中間検査に当たり建設工事が契約書等に適合しないと認めるときは、請負者に対し、手直しを指示し、手直し完了後、その前後の写真を添付して報告させるものとする。
- 5 第1項に規定する修補の命令及び手直しの指示並びに前項に規定する手直しの指示は、指示票（別記様式第1号）により行うものとする。

（検査の中止）

第11条 検査員は、検査に当たり、次に掲げる場合は、検査を中止し、直ちに行政監察監等に報告し、その指示を受けるものとする。

- (1) 出来形検査以外の検査にあつては、第8条第1項第3号、同条第2項第4号又は同条第3項第3号に掲げる者が立ち会わないとき。
- (2) 検査の実施が困難となったとき。

（工事成績）

第12条 工事成績は、別に定める工事成績の採点法により評定するものとする。

（検査の結果の復命）

第13条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を行政監察監、工事検査室長又は工事検査出張所長（以下「行政監察監等」という。）に復命しなければならない。

- 2 前項の復命は、次の表の左欄に掲げる検査の種類に応じ、同表の中欄に掲げる復命書に、同表の右欄に掲げる書類を添付して行うものとする。

検査の種類	復命書の種類	添付書類
中間検査	中間検査復命書（別記様式第2号）	検査状況写真
完成検査	工事完成（修補完了）検査復命書（別記様式第3号）	着工前写真、完成写真、検査状況写真その他必要な書類
出来形検査	出来形検査復命書（別記様式第4号）	出来形検定書（別記様式第5号）、出来形写真及び出来形図面

- 3 検査員は、前項の規定により添付する書類が写真であるときは当該写真を請負者に撮らせるとともに、当該書類を監督員に整備させた後提出させるものとする。

（合否の決定）

第14条 行政監察監等は、完成検査について前条の復命に基づき合否の決定をするものとする。

- 2 行政監察監等は、前項の規定に基づき合否の決定をしたときは、直ちに、補助工事の検査にあつては工事完成（修補完了）検査復命書の写しを補助金の交付事務担当者に、その他の工事にあつては建設工事検査調書（別記様式第6号）及び工事完成（修補完了）検査復命書の写しを契約事務担当者又は委託市町村等に送付するものとする。

（検査結果の報告）

第15条 工事検査出張所長は、請負対象設計金額が1億円未満の工事について、検査結果を工事検査結果報告書（別記様式第7号）により工事検査室長に報告するものとする。

(雑則)

第 16 条 この内訓に定めるもののほか、建設工事の検査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この内訓は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この内訓施行の際、現に残存する様式類の用紙については、この内訓の定めるところにかかわらず、所要の調整をして、使用することができる。
(鳥取県土木検査規程等の廃止)
- 3 次の号に掲げる内訓は、廃止する。
 - (1) 鳥取県土木工事規程 (昭和 31 年 7 月内訓甲第 5 号)
 - (2) 鳥取県農林土木工事検査規程 (昭和 39 年 6 月内訓甲第 7 号)

附 則 (昭和 50 年 1 月 1 日内訓第 1 号)

この内訓は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 8 月 1 日工検第 4 号)

- 1 この内訓は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この内訓の施行の際現に存在する用紙で、この内訓による改正前の鳥取県建設工事検査規程に定めるところにより作成されているものは、この内訓の規程にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこの内訓による改正後の鳥取県建設工事検査規程に定める書類として使用することができる。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日工検第 64 号)

(施行期日)

- 1 この内訓は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 次の各号に掲げる事項については、なお、従前の例による。
 - (1) 教育委員会、警察、企業局及び病院局並びにこの内訓の施行前に検査の委託契約を締結している建設工事の検査
 - (2) 様式類の用紙で、この内訓の施行の際に残存するもの。ただし、所要の調整をした上で、使用することができるものとする。

附 則 (平成 15 年 10 月 1 日内訓第 10 号)

この内訓は、平成 15 年 10 月 15 日から施行する。

指 示 票

年 月 日	平成 年 月 日	検 査 員	㊟
工 事 名			
工 事 場 所			
施行主体名		監 督 員	
請 負 者		現場代理人	㊟
指 示 事 項 (修補・手直し)			
完成検査 中間検査			

注) 修補又は手直し終了後、修補完了通知によりその結果を報告すること。

工 事 中 間 検 査 復 命 書					
<div style="text-align: center;">職 氏 名 様</div> <p style="text-align: center;">建設工事の検査を行いましたところ、検査内容及び結果は、下記のとおりで ありました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務部行政監察室 検査員 職 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
施行主体名		所管機関名			
施行年度	平成 年度	工事番号	No.	施行方法	直営・請負
工 事 名	名 称				
	場 所				
請 負 者	住 所				
	名 称		代 表 者		
工 期	着 工	平成 年 月 日	完 成	平成 年 月 日	
請 負 代 金 額		¥			
実 地 完 成 年 月 日		平成 年 月 日	検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
検 査 立 会 者 職 氏 名	施 行 主 体 側			監 督 員 職 氏 名	
	請 負 者 側			主 任 ・ 監 理 技 術 者	
検 査 概 要	進ちよく状況	計画 (%) 実施 (%)		工事成績	
	施 工 状 況				
	一 般 検 査				
	注 意 ま た は 手 直 し 事 項 そ の 他				

別記様式第3号 (第13条関係)

伺 この工事の検査の結果は次のとおりでありましたので としてよろしいか。また別添のとおり建設工事検査調書を送付してよろしいか伺います。

行監 察 政監		工室 事長 検等 査		合 議		主 査	
---------------	--	---------------------	--	--------	--	--------	--

工事完成(修補完了)検査復命書

職 氏 名 様

建設工事の検査を行いましたところ、検査内容及び結果は、下記のとおりでありました。

平成 年 月 日

総務部行政監察室

検査員 職 氏 名 印

記

施行主体名		所管機関名	
施行年度	平成 年度	工事番号	No.
工 事 名	名 称		
	場 所		
請 負 者	住 所		
	名 称	代 表 者	
工 期	着 工	平成 年 月 日	完 成 平成 年 月 日
請 負 代 金 額	¥		
実 地 完 成 年 月 日	平成 年 月 日	検査年月日	平成 年 月 日
検 査 立 会 者 職 氏 名	施 行 主 体 側	監 督 員 職 氏 名	
	請 負 者 側	主 任 ・ 監 理 技 術 者	
検査の概要及び意見又は注意事項			合格・不合格
			工事成績

別記様式第4号 (13条関係)

伺 この工事の検査結果は次のとおりでありました。

工 事 室 検 長		合 議		主 査	
-----------------------	--	--------	--	--------	--

出 来 形 検 査 復 命 書

職 氏 名 様

建設工事の検査を行いましたところ、検査内容及び結果は、下記のとおりでありました。

平成 年 月 日

総務部行政監察室
検査員 職 氏 名 ①

記

施行主体名		所管機関名			
施行年度	平成 年度	工事番号	No.	施行方法	請 負
工事名	名 称				
	位 置				
請 負 者	住 所				
	名 称		代 表 者		
工 期	着 工	平成 年 月 日	完 成	平成 年 月 日	
請 負 代 金 額	¥	円	検査年月日	平成 年 月 日	
出来形の状況		別紙出来形検定書のとおり			
検査立会者 職 氏 名	施 行 主 体 側		監 督 員 職 氏 名		
	請 負 者 側		主 任 技 術 者		

検査の概要及び意見又は注意事項

出 来 形 検 定 書								
<p>職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり検査しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務部行政監察室 検査員 職 氏 名 ①</p>								
記								
施行主体名			施行年度			年度		
工 事 名	名 称							
	位 置							
請 負 者	住 所							
	名 称		代 表 者					
工 期	着 工	平成 年 月 日		完 成	平成 年 月 日			
請 負 代 金 額		¥	円		出 来 形	¥	円 (%)	
仕 訳								
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
出来形＝								%
出来形請負代金額＝								

工事検査室長様

月分を下記のとおり報告します。

〇〇工事検査出張所長

金額：千円

事業所名	事業主 管課名	種 別	一般土木工事				建築工事				設備工事				備 考
			果工事		補助工事		果工事		補助工事		果工事		補助工事		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													
		中間 完成													

注 1) 請負対象設計金額2,000万円未満と2,000万円以上1億円未満は別業とする。
 2) 集計は各地方機関で、関係事業課ごとに取りまとめる。